府中市高齢者保健福祉計画·介護保険事業計画推進協議会設置要綱

平成19年1月5日

要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市高齢者保健福祉計画及び府中市介護保険事業計画の 円滑かつ適正に推進させるため、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計 画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必 要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、市長の依頼に応じ、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。
  - (1) 府中市高齢者保健福祉計画に関する事項
  - (2) 府中市介護保険事業計画に関する事項
  - (3) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業 者の指定等に関する事項

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員16人以内をもって組織する。
  - (1) 学識経験者 2人以内
  - ② 介護保険サービスの利用者及び介護保険の被保険者 2人以内
  - (3) 介護保険サービス事業者 2人以内
  - (4) 福祉、医療又は保健に係る団体の構成員 7人以内
  - (5) 権利擁護相談事業等を行う者 1人
  - (6) 公募による市民 2人以内

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 5 会議は公開を原則とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、これ を非公開にすることができる。

(除斥)

第7条 委員は、自己の利害に関係する事項については、その議事に加わること ができない。ただし、協議会の同意を得たときは、会議に出席し、又は発言す ることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部高齢者支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が 定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年1月5日から施行する。
- 2 この要綱が施行した後、最初に委員となった者の任期は、平成19年2月1 日から平成21年3月31日までとする。

付 則(平成21年3月27日要綱第31号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。